

平成30年度緊急事態応急対策等拠点施設等の  
広域通信回線網（冗長）の賃借に係る  
一般競争入札説明書

入 札 説 明 書  
入 札 心 得  
入 札 書 様 式  
委 任 状 様 式  
予算決算及び会計令（抜粋）  
調 達 仕 様 書  
現 地 調 査 要 領  
適 合 証 明 書 様 式  
機 能 証 明 書 様 式  
見 積 書 様 式  
質 問 書 様 式  
契 約 書 （ 案 ）  
応 札 資 料 作 成 要 領

平成30年8月  
原子力規制委員会原子力規制庁  
長官官房総務課情報システム室

# 入札説明書

原子力規制委員会原子力規制庁  
長官官房総務課情報システム室

原子力規制委員会原子力規制庁の役務の調達に係る入札公告（平成30年8月3日付け公告）に基づく入札については、関係法令及び原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定めるもののほか下記に定めるところによる。

## 記

### 1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
平成30年度緊急事態応急対策等拠点施設等の広域通信回線網（冗長）の賃借
- (2) 契約期間  
契約締結日から平成31年3月31日まで
- (3) 納入場所  
仕様書による。
- (4) 入札方法  
支出負担行為担当官が採用できると判断した適合証明書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするときがある。  
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中ではないこと。
- (4) 平成28・29・30年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造」「物品の販売」又は「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされている

者であること。

- (5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (6) 入札説明会に参加した者であること。

### 3. 入札者に求められる義務等

この一般競争に参加を希望する者は、原子力規制委員会原子力規制庁の交付する仕様書に基づき適合証明書及び提出書類等を作成し、提出期限内に提出しなければならない。また、支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された適合証明書及び提出書類等は原子力規制委員会原子力規制庁において審査するものとし、審査の結果、採用できると判断した証明書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

### 4. 入札説明会の日時及び場所

平成30年8月10日（金） 11時00分～

原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル13階入札会議室

- ※1 参加人数は、原則1社2名までとする。
- ※2 本会場にて、入札説明書の交付は行わない。
- ※3 本案件は入札説明会への参加を必須とする。

当庁ホームページの「組織について」>「政策実行の流れ」>「調達・予算の執行」>「調達」>「物品・役務」から、ダウンロードして入手すること。

(<https://www.nsr.go.jp/nra/chotatsu/buppin-itaku/buppin/index.html#ippankyousou>)

ただし、調達仕様書（別添）及び機能証明書様式は、原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房総務課情報システム室（六本木ファーストビル5階）にて配布する。

### 5. 適合証明書、提出書類等の受領期限及び提出場所

平成30年8月21日（火） 12時00分

原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房総務課情報システム室

（六本木ファーストビル5階）

- ※1 適合証明書、提出書類等の提出は持参又は郵送による。ただし、郵送の場合は受領期限内必着とし、配達記録の残るものに限る。
- ※2 適合証明書、提出書類等の作成要領・評価基準に関しては応札資料作成要領を参照のこと。

### 6. 入札及び開札の日時及び場所

平成30年8月28日（火） 11時00分～

原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル13階入札会議室

※開札は入札終了後直ちに行う。

### 7. 競争参加者は、提出した入札書の変更及び取消しをすることができない。

## 8. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 9. 落札者の決定方法

支出負担行為担当官が採用できると判断した適合証明書を提出した入札者であって、予算令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

10. その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めにより実施する。

11. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

12. 契約書の作成の要否 要

13. 契約条項 契約書（案）による。

14. 支払の条件 契約書（案）による。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

16. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地  
支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 原田 義久  
〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

17. その他

(1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において、速やかに書面をもって説明しなければならない。

(2) 本件に関する照会先

質問は、メールにて受け付ける。

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課情報システム室

担当：小林、石塚、長澤

TEL：03-5114-2240

・ jun\_kobayashi@nsr.go.jp

・ tatsuo\_ishitsuka@nsr.go.jp ・ daisuke\_nagasawa@nsr.go.jp

(別紙)

## 原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

### 1. 趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

### 2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

### 3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

### 4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。

### 5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6. 直接入札

直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。この場合において、入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあたっては、入札書とは別に証明書及び添付書類を契約担当官（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

### 7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式2による委任状を持参しなければならない

## 8. 代理人等の制限

- (1) 入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。
- (2) 入札者は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることができない。

## 9. 条件付の入札

予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

## 10. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない代理人による入札
- ④ 記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。)を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項(別記)について、虚偽が認められた入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

## 11. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

## 12. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に係りのない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 入札者又は代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ

競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。

- (3) 入札者又は代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (4) 入札者又は代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

#### 1 3. 調査基準価格、低入札価格調査制度

- (1) 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。
  - ① 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7から10分の9までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
  - ② 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額
- (2) 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で開催するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- (3) 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

#### 1 4. 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 低入札となった場合は、一旦落札決定を留保し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
- (3) 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

#### 1 5. 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、直接入札における開札の際に、入札者又はその代理人等が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

#### 1 6. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に係らない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

#### 17. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

#### 18. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、契約書を受領した日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

#### 19. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(別記)

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。））を提出します。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(様式1)

# 入 札 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

(復) 代理人役職・氏名

印

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札する  
場合に、(復) 代理人の記名押印が必要。このと  
き、代表印は不要(委任状には必要)。

下記のとおり入札します。

## 記

- 1 入札件名 : 平成30年度緊急事態応急対策等拠点施設等の広域通信回線網(冗長)の賃借
- 2 入札金額 : 金額 円也
- 3 契約条件 : 契約書及び調達仕様書、その他一切貴庁の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

# 委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所在地  
(委任者) 商号又は名称  
代表者役職・氏名 印

代理人所在地  
(受任者) 所属(役職名)  
代理人氏名 印

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 平成30年度緊急事態応急対策等拠点施設等の広域通信回線網(冗長)の賃借の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

(様式2-②)

# 委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

代理人所在地  
(委任者) 所属(役職名)  
代理人氏名 印

復代理人所在地  
(受任者) 所属(役職名)  
復代理人氏名 印

当社 を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

平成30年度緊急事態応急対策等拠点施設等の広域通信回線網(冗長)の賃借の入札に関する一切の件

(参 考)

## 予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

## 調達仕様書

調達仕様書は、別添 1 を参照のこと。

以上

調 達 仕 様 書

1. 件名

平成30年度緊急事態応急対策等拠点施設等の広域通信回線網（冗長）の賃借

2. 目的

「平成29年度統合原子力防災ネットワーク等のリスク評価」（以下「リスク評価業務」という。）によって、統合原子力防災ネットワークシステム及び関連するシステムに対するリスク、課題等とその対応策が取りまとめられており、原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）や全国の緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）等をイーサネット技術で接続するための広域通信回線網（以下「国WAN」という。）についてもリスク及びリスク対応策が整理された。

本契約の目的は、オフサイトセンター等のアクセス回線帯域増速による通信量増加への対応や主要な拠点に対して基幹網の二重化を図ることで、リスク評価業務で整理されたリスクに対応可能とする広域通信回線網の賃借を行うことである。

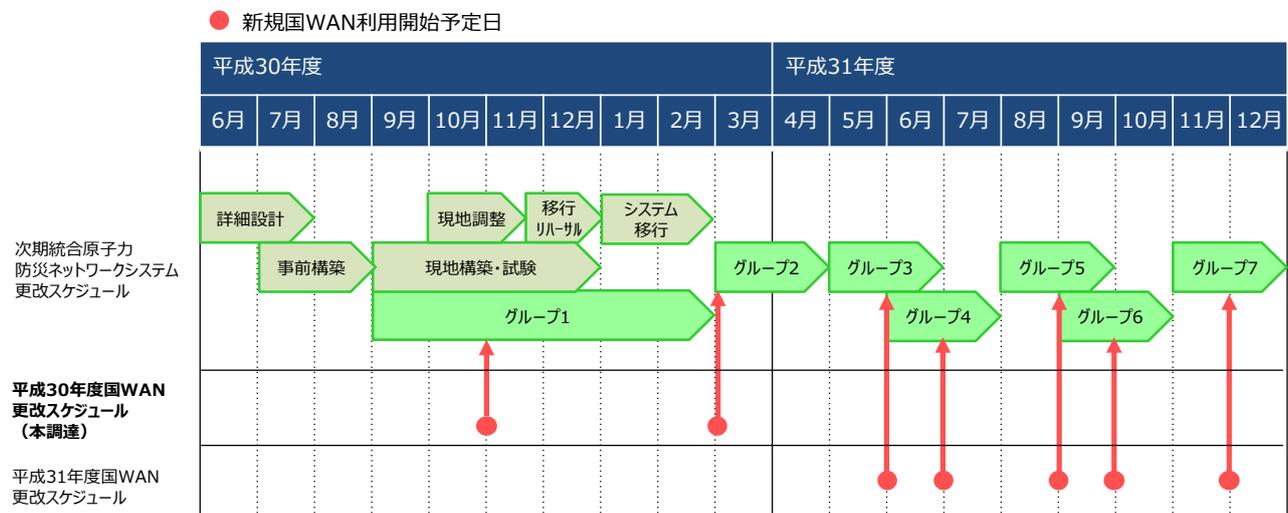
3. 実施項目

イーサネット技術を用いた全国規模のネットワーク（以下「広域イーサネット網」という。）による広域通信回線網の利用提供及び運用保守を行うこと。

詳細は「5. 仕様」に示す。また、接続拠点、拠点ごとの通信回線に求める希望最低限帯域及び拠点ごとの利用期間については、「別紙1 拠点帯域一覧」に示す。なお、本調達対象拠点以外の拠点についても将来的に本広域通信回線網に接続する計画があるため考慮すること。

4. 全体スケジュール

全体スケジュールを以下に示す。



## 5. 仕様

### (1) 基本要件

- ①本広域通信回線網は、広域イーサネット網で構築するものとし、一つの基幹網に接続する実施場所（接続拠点）間のフルメッシュ通信ができること。
- ②将来的に国 WAN を本広域通信回線網に集約することを計画しているため、現行の国 WAN とは物理的又は論理的に分離された広域通信回線網で提供すること。
- ③接続拠点の回線帯域の変更、及び接続拠点の追加・廃止が可能であること。その際、他の接続拠点に影響を及ぼさないこと。
- ④原則として第三者が本広域通信回線網に接続することは認められないが、発注者が認めた場合に限り、他の原子力防災関係機関が本広域通信回線網に接続できること。

### (2) 広域通信回線網の構成イメージと所掌範囲

本広域通信回線網の概要図を「図 1 広域通信回線網概要図」に、構成イメージと所掌範囲を「図 2 広域通信回線網の構成イメージと所掌範囲」に示す。受注者側の所掌は、回線接続装置から広域イーサネット網までである。

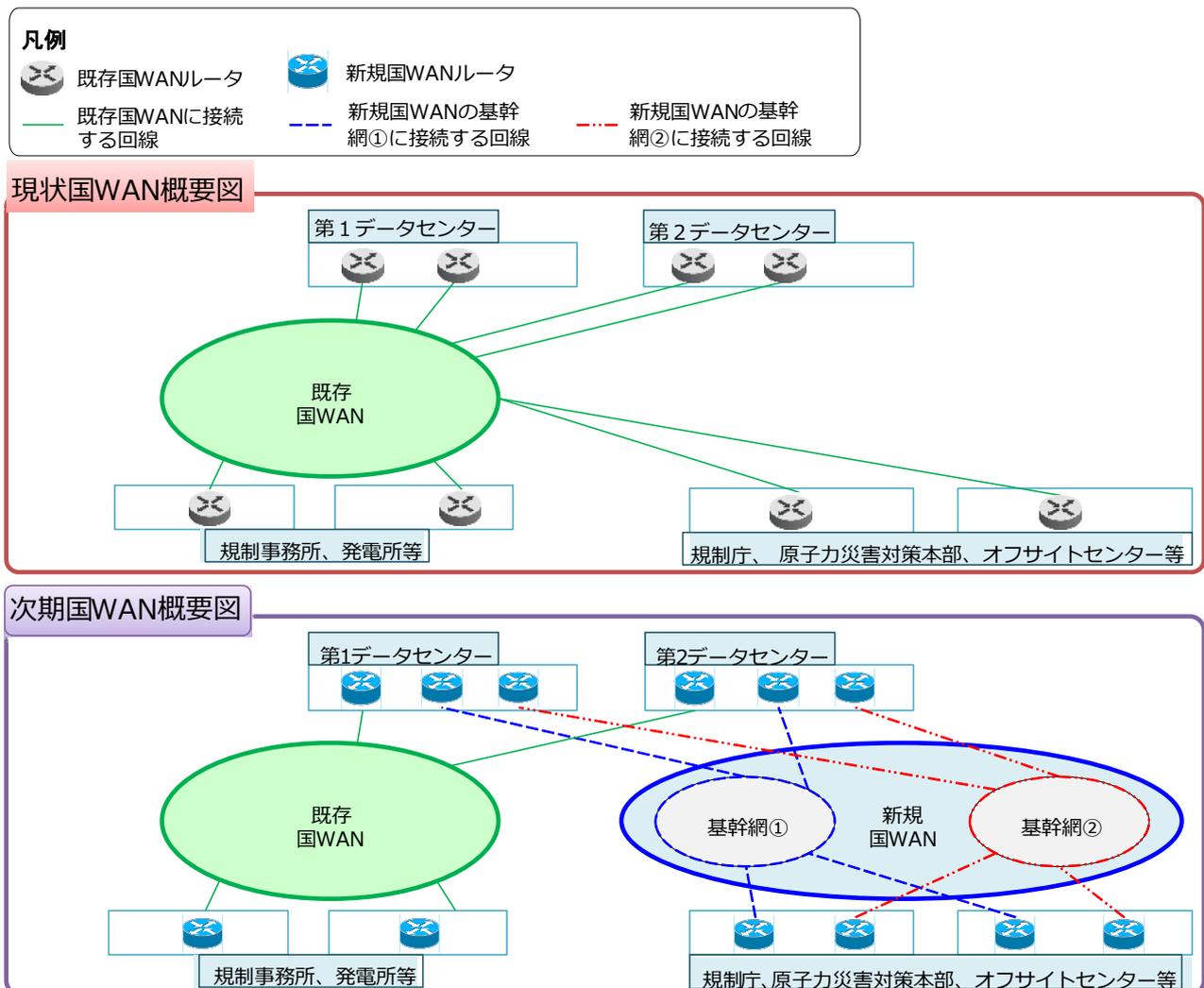


図 1 広域通信回線網概要図

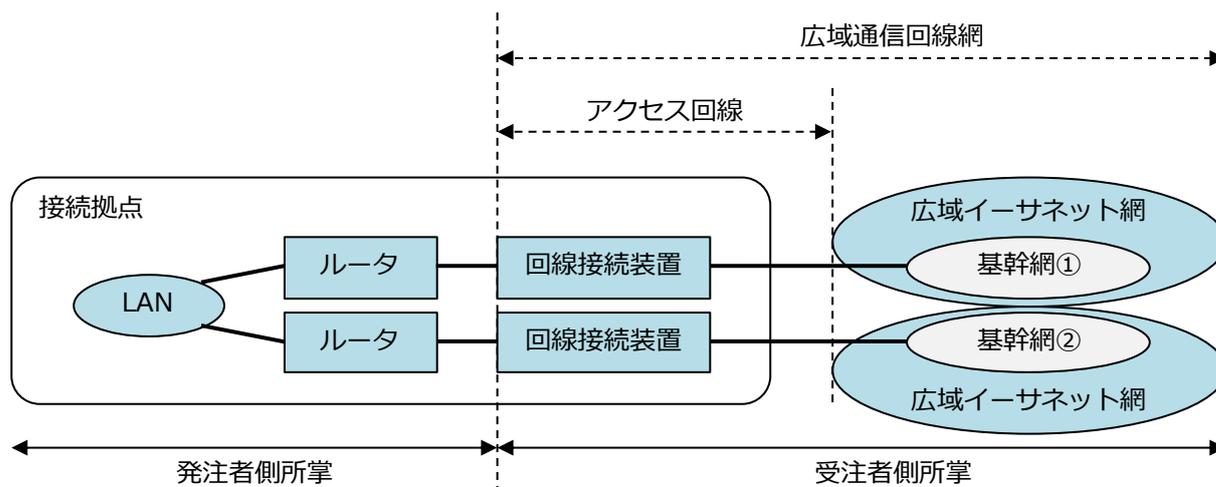


図 2 広域通信回線網の構成イメージと所掌範囲

### (3) 通信回線要件

- ①広域イーサネット網内の回線・機器は冗長構成が取られていること。
- ②「図 2 広域通信回線網の構成イメージと所掌範囲」に示すように、アクセス回線を二重化し、物理的又は論理的に分離された基幹網にそれぞれ接続すること。
- ③二重化したアクセス回線のルート及び局舎は可能な限り分離すること。なお、分離が難しい場合はその理由を報告し、規制庁承認の上で対応すること。
- ④広域通信回線網内において、発注者のネットワークに他者の侵入を許さないように、また発注者のネットワークからデータが漏洩することがないように専用線並みのセキュリティ対策が施されていること。
- ⑤アクセス回線部分の契約した回線帯域を保証すること。
- ⑥接続拠点の発注者所掌のルータ (L3 スイッチ) により付与された IEEE802.1Q に準拠したタグ VLAN のデータについて、広域イーサネット網内にて変更することなく透過し、通信の論理的な分離を維持できること。また、タグ VLAN を同時に 9 セグメント以上利用する場合でも、通信に支障がないこと。
- ⑦接続拠点の発注者所掌のルータ (L3 スイッチ) 等からの CoS による QoS 優先制御イーサネットフレームを広域イーサネット網内にて識別、処理が可能なこと。
- ⑧CoS による QoS 優先制御の識別は、4 クラス以上可能なこと。
- ⑨通信プロトコルは、IP (TCP、UDP) をサポートし、発注者が使用する上位プロトコルに依存しないこと。
- ⑩ルーティングプロトコルに制限がないこと。
- ⑪サービス提供範囲は、各拠点に設置する回線接続装置 (二重化アクセス回線の場合は回線切替装置) の LAN 側ポートまでとする。また、回線接続装置及び回線切替装置の LAN 側の接続インタフェースとして、100BASE-TX 又は 10BASE-T を有していること。

#### (4) 運用保守要件

- ①24 時間 365 日のネットワーク監視及び障害対応等の運用保守を行うこと。
- ②運用連絡窓口が一元化されていること。
- ③広域イーサネット網及びアクセス回線を構成する全ての回線及び機器の監視を行うこと。
- ④広域イーサネット網やアクセス回線に障害を検知した場合、速やかに発注者が指定する場所に通知すること。
- ⑤障害復旧中には途中経過報告を行ない、復旧後には故障原因及び対策等の報告を適宜行うこと。なお、発注者が指定した場合は障害報告書を作成し、対面にて報告を行うこと。
- ⑥接続拠点ごとのトラフィック情報に関するレポートを Web で確認できること。
- ⑦本調達における契約期間終了後も運用保守業務として調達する可能性がある。その場合は、最低限、平成 35 年 3 月末日まで継続利用できるようにすること。

#### (5) サービスレベル合意

受注者はサービス品質の保証基準を定め、その保証基準に基づきサービスレベル合意（SLA：Service Level Agreement）を締結すること。万一受注者がこの保証基準を維持できなかった場合の違約金の支払い等に関する条項について、SLA に明記すること。

受注者は、サービスレベルの維持・向上を図るため次に挙げる項目について定期的に書面にて報告すること。ただし、前月に対応措置が必要と判断される状況が発生している場合は、対面にて報告すること。また、トラフィック改善等の対応措置が必要と判断された場合には、速やかに発注者に協力し解決すること。

- ①前月のサービス実績
- ②前月に対応措置が必要と判断された場合にはその改善案
- ③その他対応が必要な項目

#### (6) 関連する機関及び事業者との調整等

本契約期間中に接続拠点を管理する各機関との調整が必要となった場合は、発注者の指示のもとに受注者が調整を行い、円滑な広域通信回線網の利用提供及び保守運用に努めること。その際、発注者による支援が生じた場合は適宜報告し、支援を求めること。なお、通常は、オフサイトセンターが設置されている建物は地方公共団体が、原子事業所内の建物は原子力事業者が管理している。

また、平成 30 年度から平成 31 年度までにかけて次期統合原子力防災ネットワークシステムの更改が行われるため、次期統合原子力防災ネットワークシステム事業者と連携の上作業を実施すること。

#### (7) 契約終了時の対応等

本契約終了時に、本契約に係る機器・設備等の撤去が必要となった場合は、受注者の責任において撤去を行うこと。その際、撤去に要する費用については受注者の負担とすること。また、本契約終了時に別回線への切替等が伴う場合は、発注者及び発注者が指定する者との打合せや作業の立会いを十分に行い、円滑な移行に協力を行うこと。

## (8) 関連文書等

本仕様書にて契約する内容については、すでに公開されている国際又は国内の標準規格類に準拠すること。

下記の関連文書の中で、仕様書内に直接引用している文章は、本仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほかは入札書、見積書の提出時において、最新版とする。

- ①国際電気通信連合電気通信標準化部門 (ITU-T) 勧告
- ②電信電話技術委員会 (TTC) 標準
- ③国際標準化機構 (ISO) 標準
- ④国際電気標準会議 (IEC) 標準
- ⑤インターネット技術標準化組織 (IETF) 標準勧告文書 (RFC)
- ⑥端末設備等規則 (昭和 60 年郵政省令第 31 号)
- ⑦日本工業規格 (JIS)

## 6. 実施期間

自 : 平成 30 年 9 月 1 日  
至 : 平成 31 年 3 月 31 日

## 7. 実施場所

実施場所 (接続拠点) を「別紙 1 拠点帯域一覧」に示す。

なお、実施場所 (接続拠点) 及び導入時期は、変更となる場合がある。

## 8. 納入品目、数量、納入場所及び納入時期

### (1) 提出図書

提出する図書、書類の提出時期及び部数は次のとおりとする。

表 1 提出図書一覧

種別	図書分類	摘要	部数	提出時期
契約後 提出物	実施計画書	実施体制を含む。なお、調達責任者及び技術責任者を明記すること。	2部	契約後2週間以内
	回線料金表 (注)	広域通信回線網の広域イーサネット網、アクセス回線部の初期費用、月額費用等の利用料金を明記したもの	2部	契約後2週間以内
	保守計画書	保守体制、実施方法等を記載したもの	2部	契約後1か月以内
月報	稼働状況報告	障害、借用実績、稼働実績を記載したもの	1部	該当情報の集計完了後速やかに

(注) 新たな拠点を本広域通信回線網に接続する場合、回線料金表をもって料金計算を行うこと。また、受注者側にて料金の見直しを行なった場合には、契約時に提出した回線料金表の金額を限度に、回線料金表の見直しを行い再提出すること。

(2) 納入場所、納入時期

①納入場所

原子力規制委員会 原子力規制庁  
長官官房 総務課 情報システム室  
東京都港区六本木一丁目9番9号

②納入時期

平成31年3月31日

9. 検収条件

納入品目及びその内容について、国の検査職員がこれを検査し、本仕様書に定めたとおりの作業等が行われたと認めたことをもって、検収とする。

10. その他

(1) 現地調査

①受注者は接続拠点における配線、電源条件、空調条件、機器設置場所等を確認するための現地調査を実施し、現地の状況を十分に把握すること。

現地調査は以下の時間内とし、規制庁と日程を調整の上、実施すること。なお、受注業務開始前に現地調査を行う必要がある場合は、発注者にその旨を説明し、現地調査を実施すること。時間:10時00分から17時30分まで(ただし、12時00分から13時00分までを除く。)

②現地調査により付帯工事が必要と判断された場合は、別途変更契約を行うものとし、本調達には含めないものとする。

(2) 著作権等の扱い

①成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権

等」という。)は、原子力規制委員会が保有するものとする。

- ②成果物に含まれる受注者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- ③納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

### (3) 情報セキュリティの確保

受注者は、下記の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

- ①受注者は、受注業務の開始時に、受注業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について原子力規制庁担当官に書面で提出すること。
- ②受注者は、原子力規制庁担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、受注業務において受注者が作成する情報については、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- ③受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において受注業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- ④受注者は、原子力規制庁担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、受注業務において受注者が作成した情報についても、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- ⑤受注者は、受注業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf>

### (4) 疑義

受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、原子力規制委員会担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

以上

別紙1 拠点帯域一覧

No.	地区	施設名	作業グループ	調達対象	平成31年度 調達予定	アクセス回線 二重化対象	(Mbps) 帯域 希望最低限	住所等 ※詳細な住所については秘密保持契約を結んだ後に提示する。	利用開始日
1	中央地区	原子力規制庁緊急時対応センター	1	●	-	●	60	東京都港区六本木	2018/11/1
2	中央地区	第1データセンター	1	●	-	●	80	-	2018/11/1
3	中央地区	第2データセンター	1	●	-	●	80	-	2018/11/1
4	福島南相馬地区	福島県南相馬原子力災害対策センター	2	●	-	●	30	福島県南相馬市原町区萱浜字巢掛場	2019/3/1
5	東通地区	東通村防災センター	2	●	-	●	30	青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内	2019/3/1
6	東大阪地区	大阪府東大阪オフサイトセンター	2	●	-	●	30	大阪府東大阪市新上小阪	2019/3/1
7	中央地区	原子力災害対策本部	3	-	●	●	30	東京都千代田区永田町	2019/6/1
8	美浜地区	福井県美浜原子力防災センター	3	-	●	●	30	福井県三方郡美浜町佐田64号毛ノ鼻	2019/6/1
9	島根地区	島根原子力防災センター	3	-	●	●	30	島根県松江市内中原町	2019/6/1
10	熊取地区	大阪府熊取オフサイトセンター	3	-	●	●	30	大阪府泉南郡熊取町朝代西	2019/6/1
11	大飯地区	福井県大飯原子力防災センター	3	-	●	●	30	福井県大飯郡おおい町成和	2019/6/1
12	横須賀地区	神奈川県横須賀オフサイトセンター	4	-	●	●	30	神奈川県横須賀市日の出町	2019/7/1
13	志賀地区	石川県志賀オフサイトセンター	4	-	●	●	30	石川県羽咋郡志賀町西山台	2019/7/1
14	伊方地区	愛媛県オフサイトセンター	4	-	●	●	30	愛媛県西予市宇和町卯之町	2019/7/1
15	福島楢葉地区	福島県楢葉原子力災害対策センター	4	-	●	●	30	福島県双葉郡楢葉町山田岡仲丸	2019/7/1
16	柏崎刈羽地区	新潟県柏崎刈羽原子力防災センター	5	-	●	●	30	新潟県柏崎市三和町	2019/9/1
17	浜岡地区	静岡県オフサイトセンター	5	-	●	●	30	静岡県牧之原市坂口	2019/9/1
18	六ヶ所地区	六ヶ所オフサイトセンター	5	-	●	●	30	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字野附	2019/9/1
19	上齋原地区	岡山県上齋原オフサイトセンター	5	-	●	●	30	岡山県苫田郡鏡野町上齋原	2019/9/1
20	川崎地区	神奈川県川崎オフサイトセンター	5	-	●	●	30	神奈川県川崎市川崎区日ノ出	2019/9/1
21	敦賀地区	福井県敦賀原子力防災センター	6	-	●	●	30	福井県敦賀市金山	2019/10/1
22	高浜地区	福井県高浜原子力防災センター	6	-	●	●	30	福井県大飯郡高浜町菌部35字一ツ橋	2019/10/1
23	川内地区	鹿児島原子力防災センター	6	-	●	●	30	鹿児島県薩摩川内市神田町	2019/10/1
24	玄海地区	佐賀県オフサイトセンター	6	-	●	●	30	佐賀県唐津市西浜町	2019/10/1
25	泊地区	北海道原子力防災センター	7	-	●	●	30	北海道岩内郡共和町南幌似	2019/11/1
26	女川地区	宮城県原子力防災対策センター(仮称)	7	-	●	●	30	宮城県牡鹿郡女川町	2019/11/1
27	東海大洗地区	茨城県原子力オフサイトセンター	7	-	●	●	30	茨城県ひたちなか市西十三奉行	2019/11/1
28	福島南相馬地区	福島第一原子力発電所(新事務本館)	今後集約予定	-	-	-	2	福島県双葉郡双葉町大熊町夫沢字北原	-
29	東通地区	東通原子力発電所	今後集約予定	-	-	-	2	青森県下北郡東通村白糠字前坂下	-
30	美浜地区	美浜発電所	今後集約予定	-	-	-	2	福井県三方郡美浜町佐田66号川坂山	-
31	島根地区	島根原子力発電所	今後集約予定	-	-	-	2	島根県松江市鹿島町片匂	-
32	大飯地区	大飯発電所	今後集約予定	-	-	-	2	福井県大飯郡おおい町大島	-
33	志賀地区	志賀原子力発電所	今後集約予定	-	-	-	2	石川県羽咋郡志賀町赤住	-
34	伊方地区	伊方原子力規制事務所	今後集約予定	-	-	-	5	愛媛県八幡浜市北浜	-
35	伊方地区	伊方発電所	今後集約予定	-	-	-	2	愛媛県西宇和郡伊方町九町	-
36	福島南相馬地区	福島県IDC(仮称)	今後集約予定	-	-	-	10	-	-
37	柏崎刈羽地区	柏崎刈羽原子力発電所	今後集約予定	-	-	-	2	新潟県柏崎市青山町	-
38	浜岡地区	浜岡原子力発電所	今後集約予定	-	-	-	2	静岡県御前崎市佐倉	-
39	浜岡地区	静岡県庁	今後集約予定	-	-	-	10	静岡県静岡市葵区追手町	-
40	六ヶ所地区	日本原燃再処理施設	今後集約予定	-	-	-	2	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字沖付	-
41	敦賀地区	敦賀発電所	今後集約予定	-	-	-	2	福井県敦賀市明神町	-
42	敦賀地区	高速増殖原型炉もんじゅ	今後集約予定	-	-	-	1	福井県敦賀市白木	-
43	敦賀地区	福井IDC	今後集約予定	-	-	-	20	-	-
44	高浜地区	高浜発電所	今後集約予定	-	-	-	2	福井県大飯郡高浜町田ノ浦	-
45	川内地区	川内原子力発電所	今後集約予定	-	-	-	2	鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山	-
46	玄海地区	玄海原子力発電所	今後集約予定	-	-	-	2	佐賀県東松浦郡玄海町今村浅湖	-
47	泊地区	泊発電所	今後集約予定	-	-	-	2	北海道古宇郡泊村大字堀株村字山の上	-
48	女川地区	女川原子力規制事務所	今後集約予定	-	-	-	2	宮城県石巻市立町	-
49	女川地区	女川原子力発電所	今後集約予定	-	-	-	2	宮城県牡鹿郡女川町飯子浜夏浜	-
50	女川地区	宮城県庁	今後集約予定	-	-	-	10	宮城県仙台市青葉区本町	-
51	東海大洗地区	東海第二発電所	今後集約予定	-	-	-	2	茨城県那珂郡東海村白方	-
52	東海大洗地区	東海再処理施設(東海研究開発センター)	今後集約予定	-	-	-	1	茨城県那珂郡東海村大字白方	-
53	東海大洗地区	東海・大洗原子力規制事務所	今後集約予定	-	-	-	2	茨城県那珂郡東海村舟石川駅東	-
54	その他	量子科学技術研究開発機構	今後集約予定	-	-	-	1	千葉県千葉市稲毛区穴川	-

## 現地調査要領

### 1. 現地調査要領

#### (1) 現地調査可能日時

現地調査を希望する場合は、「2. 連絡先」に示す連絡先に電話又は電子メールに現地調査を希望する旨を伝え、調整すること。

#### (2) 現地調査に関する注意事項

- ・ 現地調査に当たっては、現地調査を希望する者の所属、氏名を事前に提示すること。
- ・ 現地調査実施者は、現地調査に同行する原子力規制庁職員及び原子力規制庁職員の代理人の指示に従うこと。
- ・ 施設内のカメラ等による撮影は不可とする。
- ・ 施設内に配備されている資料の複写、撮影は不可とする。
- ・ 施設に対する質問は、開示可能な範囲で回答する。
- ・ 現地調査が可能な人数は、1か所当たり5名程度とする。
- ・ 現地調査に要する旅費その他の費用は、見学者の負担とする。
- ・ 施設内の器物に対して破損等した場合、現地調査実施者にて修理費を負担すること。

### 2. 連絡先

〒106-8450

東京都港区六本木1丁目9番9号 六本木ファーストビル5階

原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房総務課情報システム室

TEL：03-5114-2240

担当者 小林：jun\_kobayashi@nsr.go.jp

石塚：tatsuo\_ishitsuka@nsr.go.jp

長澤：daisuke\_nagasawa@nsr.go.jp

以上

(様式3)

適合証明書

件名：平成30年度緊急事態応急対策等拠点施設等の広域通信回線網（冗長）の賃借

商号又は名称：

条件	回答 (○or×)	資料 No.
1. 公告日において平成28・29・30年度の全省庁統一資格の「物品の製造」「物品の販売」又は「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。		
2. 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中ではないこと。		
3. 入札説明会に参加した者であること。		
4. 成果物の品質確保の観点から、品質マネジメントシステム（ISO9001相当）等の認証を取得していること。取得していない場合は、認証相当の品質管理に関する管理体制が確立されていることを示すため、運用中の社内規程又は同等の資料にて内容を説明すること。		
5. 適切な情報セキュリティ確保の観点から、本業務を実施する部門にて、情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001相当）等の認証を取得していること。取得していない場合は、認証相当の情報セキュリティ管理に関する管理体制が確立されていることを示すこと。		
6. 拠点数70以上の広域通信回線網を構築した実績を過去5年以内に有すること。		
7. 受託者が提供可能な品目であって、1Mbps以上100Mbps以下の帯域ごとの標準月額価格表を、見積書の一環として提出すること。		
8. 本調達で求めている品目（帯域）ごとの提供月額単価表を、見積書の一環として提出すること。		

適合証明者に対する照会先

所在地 : (郵便番号も記載のこと)

商号又は名称及び所属 :

担当者名

電話番号

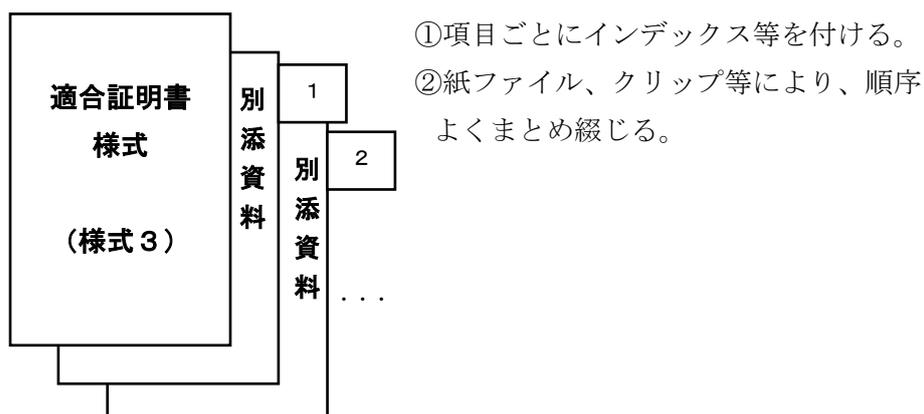
FAX 番号

E-Mail

(参 考)

### 適合証明書作成要領

1. 適合証明書の様式で要求している事項については、指定された箇所に記載すること。  
なお、回答欄には、条件を全て満たす場合は「○」、満たさない場合は「×」を記載すること。
2. 内容を確認できる書類等を要求している場合は必ず添付した上で提出すること。なお、応札者が必要であると判断する場合には他の資料を添付することができる。
3. 適合証明書の説明として別添資料を用いる場合は、当該項目の「資料 No.」欄に資料番号を記載すること。  
その場合、提出する別添資料の該当部分をマーカー、丸囲み等により分かりやすくすること。
4. 資料は、日本語（日本語以外の資料については日本語訳を添付）、A4判（縦置き、横書き）で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外については任意とする。
5. 適合証明書は、下図のようにまとめ提出すること。



以上

## 機能証明書

機能証明書様式は、別途配布する。なお、機能証明書様式に含まれる資料の一覧は、以下のとおりである。

様式番号	機能証明書様式
様式 4	機能証明書

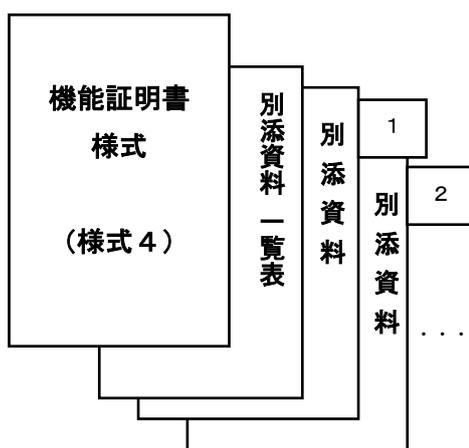
#	項番	次期システム要件	提案内容	機能証明書(カタログ等)記載箇所
	5	仕様		
		(1)基本要件		
1		① 本広域通信回線網は、広域イーサネット網で構築するものとし、一つの基幹網に接続する実施場所(接続拠点)間のフルメッシュ通信ができること。		
2		② 将来的に国WANを本広域通信回線網に集約することを計画しているため、現行の国WANとは物理的又は論理的に分離された広域通信回線網で提供すること。		
3		③ 接続拠点の回線帯域の変更、及び接続拠点の追加・廃止が可能であること。その際、他の接続拠点に影響を及ぼさないこと。		
4		④ 原則として第三者が本広域通信回線網に接続することは認められないが、発注者が認めた場合に限り、他の原子力防災関係機関が本広域通信回線網に接続できること。		
		(2)広域通信回線網の構成イメージと所掌範囲		
5		① 本広域通信回線網の概要図を「図1 広域通信回線網概要図」に、構成イメージと所掌範囲を「図2 広域通信回線網の構成イメージと所掌範囲」に示す。受注者側の所掌は、回線接続装置から広域イーサネット網までである。		
		(3)通信回線要件		
6		① 広域イーサネット網内の回線・機器は冗長構成が取られていること。		
7		② 「図1 広域通信回線網の構成イメージと所掌範囲」に示すように、アクセス回線を二重化し、物理的又は論理的に分離された基幹網にそれぞれ接続すること。		
8		③ 二重化したアクセス回線のルート及び局舎は可能な限り分離すること。なお、分離が難しい場合はその理由を報告し、規制庁承認の上で対応すること。		
9		④ 広域通信回線網内において、発注者のネットワークに他者の侵入を許さないように、また発注者のネットワークからデータが漏洩することがないように専用線並みのセキュリティ対策が施されていること。		
10		⑤ アクセス回線部分の契約した回線帯域を保証すること。		
11		⑥ 接続拠点の発注者所掌のルータ(L3スイッチ)により付与されたIEEE802.1Qに準拠したタグVLANのデータについて、広域イーサネット網内にて変更することなく透過し、通信の論理的な分離を維持できること。また、タグVLANを同時に9セグメント以上利用する場合でも、通信に支障がないこと。		
12		⑦ 接続拠点の発注者所掌のルータ(L3スイッチ)等からのCoSによるQoS優先制御イーサネットフレームを広域イーサネット網内にて識別、処理が可能なこと。		
13		⑧ CoSによるQoS優先制御の識別は、4クラス以上可能なこと。		
14		⑨ 通信プロトコルは、IP(TCP、UDP)をサポートし、発注者が使用する上位プロトコルに依存しないこと。		
15		⑩ ルーティングプロトコルに制限がないこと。		
16		⑪ サービス提供範囲は、各拠点に設置する回線接続装置(二重化アクセス回線の場合は回線切替装置)のLAN側ポートまでとする。また、回線接続装置及び回線切替装置のLAN側の接続インターフェースとして、100BASE-TX又は10BASE-Tを有していること。		
		(4)運用保守要件		
17		① 24時間365日のネットワーク監視及び障害対応等の運用保守を行うこと。		
18		② 運用連絡窓口が一元化されていること。		
19		③ 広域イーサネット網及びアクセス回線を構成する全ての回線及び機器の監視を行うこと。		
20		④ 広域イーサネット網やアクセス回線に障害を検知した場合、速やかに発注者が指定する場所に通知すること。		
21		⑤ 障害復旧中には途中経過報告を行ない、復旧後には故障原因及び対策等の報告を適宜行うこと。なお、発注者が指定した場合は障害報告書を作成し、対面にて報告を行うこと。		
22		⑥ 接続拠点ごとのトラフィック情報に関するレポートをWebで確認できること。		
23		⑦ 本調達における契約期間終了後も運用保守業務として調達する可能性がある。その場合は、最低限、平成35年3月末日まで継続利用できるようにすること。		
		(5)サービスレベル合意		
24		受注者はサービス品質の保証基準を定め、その保証基準に基づきサービスレベル合意(SLA: Service Level Agreement)を締結すること。万一受注者がこの保証基準を維持できなかった場合の違約金の支払い等に関する条項について、SLAに明記すること。		
25		受注者は、サービスレベルの維持・向上を図るため次に挙げる項目について定期的に書面にて報告すること。ただし、前月に対応措置が必要と判断される状況が発生している場合は、対面にて報告すること。また、トラフィック改善等の対応措置が必要と判断された場合には、速やかに発注者に協力し解決すること。 ①前月のサービス実績 ②前月に対応措置が必要と判断された場合にはその改善案 ③その他対応が必要な項目		

#	項番	次期システム要件	提案内容	機能証明書(カタログ等)記載箇所
26	(6)	<b>関連する機関及び事業者との調整等</b> 本契約期間中に接続拠点を管理する各機関との調整が必要となった場合は、発注者の指示のもとに受注者が調整を行い、円滑な広域通信回線網の利用提供及び保守運用に努めること。その際、発注者による支援が生じた場合は適宜報告し、支援を求めること。なお、通常は、オフサイトセンターが設置されている建物は地方公共団体が、原子事業所内の建物は原子力事業者が管理している。 また、平成30年度から平成31年度までにかけて次期統合原子力防災ネットワークシステムの更改が行われるため、次期統合原子力防災ネットワークシステム事業者と連携の上作業を実施すること。		
27	(7)	<b>契約終了時の対応等</b> 本契約終了時に、本契約に係る機器・設備等の撤去が必要となった場合は、受注者の責任において撤去を行うこと。その際、撤去に要する費用については受注者の負担とすること。また、本契約終了時に別回線への切替等が伴う場合は、発注者及び発注者が指定する者との打合せや作業の立会いを十分に行い、円滑な移行に協力を行うこと。		
28	(8)	<b>関連文書等</b> 本仕様書にて契約する内容については、すでに公開されている国際又は国内の標準規格類に準拠すること。		
29		下記の関連文書の中で、仕様書内に直接引用している文章は、本仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほかは入札書、見積書の提出時において、最新版とする。 ①国際電気通信連合電気通信標準化部門(ITU-T)勧告 ②電信電話技術委員会(TTC)標準 ③国際標準化機構(ISO)標準 ④国際電気標準会議(IEC)標準 ⑤インターネット技術標準化組織(IETF)標準勧告文書(RFC) ⑥端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号) ⑦日本工業規格(JIS)		

(参 考)

## 機能証明書作成要領

1. 機能証明書の様式で要求している事項については、具体的な実現性を「提案内容」欄に記載すること。
2. 具体的な実現性の証明にカタログ等を用いる場合は、必ず添付した上で提出すること。なお、提出に当たっては、「機能証明書（カタログ等）記載箇所」欄にインデックス番号と、別添資料のページ番号を記載すること。
3. 提出する別添資料の機能証明説明部分は、マーカー、丸囲み等を実施し、機能証明書の#列の番号を記入すること。
4. 資料は、日本語（日本語以外の資料については日本語訳を添付）、A4判（縦置き、横書き）で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外については任意とする。
5. 機能証明に用いた別添資料の一覧を表としてまとめ提出すること。
6. 機能証明書は、下図のようにまとめ提出すること。



- ①項目ごとにインデックス等を付ける。
- ②紙ファイル、クリップ等により、順序よくまとめ綴じる。

以上

(様式5)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所在地

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

## 見積書

下記のとおりお見積り申し上げます。

記

1. 件名 平成30年度緊急事態応急対策等拠点施設等の広域通信回線網（冗長）の賃借
2. 見積金額 円
  - （うち消費税及び地方消費税額 円を含む）
  - 内訳は別紙のとおり

(別紙)

平成30年度緊急事態応急対策等拠点施設等の広域通信回線網（冗長）の賃借  
（見積内訳）

区分	内訳	金額（総額）	備考
1. 整備経費	プロジェクト管理	—	
	設計	—	
	開発	—	
	据付調整		
	テスト	—	
	移行	—	
	破棄	—	
	施設設備利用等	—	倉庫、構築作業環境などの利用料
	小計		
2. 運用経費	システム運用人件費	—	通常のシステム運用における人件費
	アプリケーション保守人件費	—	バグ分析・修正等システム維持に必要なプログラム改修等を行う保守業務の人件費
	サーバ・ハードウェア（HW）費用	—	汎用機・スパコン除く
	汎用機ハードウェア費用	—	大型メインフレームなど
	PC費用	—	PC本体、Windows、Office、Acrobat など、標準的なソフトウェアを含む
	PC周辺機器	—	拡張ディスプレイ、スキャナ、インクジェットプリンタなど、デスク周りのもの
	ネットワーク機器費用	—	スイッチ、ルータなど
	その他機器費用	—	複合機、スパコン、特殊機器などのハードウェア+ソフトウェア
	ハードウェア保守費用	—	年間の固定料金契約で、原則、発生工数に依存しないもの
	ソフトウェア・ライセンス費用	—	PC用特殊ソフトウェア以外は、保守料は含まない
	ソフトウェア保守費用	—	パッケージ、データベースなどの年間一律の保守契約
	ネットワーク通信回線費用		
	小計		
3. 計			1. + 2.
4. 消費税			小数点以下切り捨て
5. 合計			

(工事費及び回線提供費用)

導入施設名 <要求帯域>	系 統	提供 帯域 (Mbps)	工事費 (税 抜)	提供月額 単価 (税抜)	月 数	回線提供 費用 (税抜)
原子力規制庁緊急時対応センター <60Mbps 以上>	①				5	
	②				5	
第1 データセンター <80Mbps 以上>	①				5	
	②				5	
第2 データセンター <80Mbps 以上>	①				5	
	②				5	
福島県南相馬原子力災害対策センター <30Mbps 以上>	①				1	
	②				1	
東通村防災センター <30Mbps 以上>	①				1	
	②				1	
大阪府東大阪オフサイトセンター <30Mbps 以上>	①				1	
	②				1	

(提供月額単価表)

要求帯域	提供帯域	提供月額単価 (税抜)	導入施設名
30Mbps 以上	Mbps		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福島県南相馬原子力災害対策センター</li> <li>・ 東通村防災センター</li> <li>・ 大阪府東大阪オフサイトセンター</li> </ul>
60Mbps 以上	Mbps		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子力規制庁緊急時対応センター</li> </ul>
80Mbps 以上	Mbps		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1 データセンター</li> <li>・ 第2 データセンター</li> </ul>

(標準月額価格表)

1Mbps 以上 100Mbps 以下の範囲で、提供可能な帯域と標準月額価格 (税抜) の一覧を添付すること。

(参 考)

## 見積書作成要領

見積書の別紙の作成に当たっては、以下に示す要領で必要情報を記載すること。

(見積内訳)

区分	内訳	金額 (総額)	備考
1. 整備経費	プロジェクト管理	—	
	設計	—	
	開発	—	
	据付調整	XXX, XXX, XXX	
	テスト	—	
	移行	—	
	破棄	—	
	施設設備利用等	—	倉庫、構築作業環境などの利用料
	小計	XXX, XXX, XXX	
2. 運用経費	システム運用人件費	—	通常のシステム運用における人件費
	アプリケーション保守人件費	—	バグ分析・修正等システム維持に必要なプログラム改修等を行う保守業務の人件費
	サーバ・ハードウェア (HW) 費用	—	汎用機・スパコン除く
	汎用機ハードウェア費用	—	大型メインフレームなど
	PC費用	—	PC本体、Windows、Office、Acrobat など、標準的なソフトウェアを含む
	PC周辺機器	—	拡張ディスプレイ、スキャナ、インクジェットプリンタなど、デスク周りのもの
	ネットワーク機器費用	—	スイッチ、ルータなど
	その他機器費用	—	複合機、スパコン、特殊機器などのハードウェア+ソフトウェア
	ハードウェア保守費用	—	年間の固定料金契約で、原則、発生工数に依存しないもの
	ソフトウェア・ライセンス費用	—	PC用特殊ソフトウェア以外は、保守料は含まない
	ソフトウェア保守費用	—	パッケージ、データベースなどの年間一律の保守契約
	ネットワーク通信回線費用	XXX, XXX, XXX	
	小計	XXX, XXX, XXX	
3. 計		XXX, XXX, XXX	1. + 2.
4. 消費税		XXX, XXX, XXX	小数点以下
5. 合計		XXX, XXX, XXX	

・「据付調整」の費目に、工事費の総計を記入すること

・「ネットワーク通信回線費用」の費目に、回線提供費用の総計を記入すること

(工事費及び回線提供費用)

導入施設名 <要求帯域>	系 統	提供 帯域 (Mbps)	工事費 (税 抜)	提供月額 単価 (税抜)	月 数	回線提供 費用 (税抜)
原子力規制庁緊急時対応センター <60Mbps 以上>	①				5	
	②				5	
第1データセンター <80Mbps 以上>	①				5	
	②				5	
第2データセンター <80Mbps 以上>	①				5	
	②				5	
福島県南相馬原子力災害対策センター <30Mbps 以上>	①				1	
	②				1	
東通村防災センター <30Mbps 以上>	①				1	
	②				1	
大阪府東大阪オフサイトセンター <30Mbps 以上>	①				1	
	②				1	

・要求帯域に対し、今回実際に提供  
する回線の帯域を記載すること

・回線別の工事費  
(一時費用)を記載  
すること

・回線別の提供月額  
単価を記載すること

・提供月額単価に月  
数を乗じた回線提供  
費用を記載すること

(提供月額単価表)

要求帯域	提供帯域	提供月額単価 (税抜)	導入施設名
30Mbps 以上	Mbps		<ul style="list-style-type: none"><li>・ 福島県南相馬原子力災害対策センター</li><li>・ 東通村防災センター</li><li>・ 大阪府東大阪オフサイトセンター</li></ul>
60Mbps 以上	Mbps		<ul style="list-style-type: none"><li>・ 原子力規制庁緊急時対応センター</li></ul>
80Mbps 以上	Mbps		<ul style="list-style-type: none"><li>・ 第1 データセンター</li><li>・ 第2 データセンター</li></ul>

・ 要求帯域に対し、今回実際に提供する回線の帯域を記載すること

・ 今回実際に提供する回線の提供月額単価を記載すること

(標準月額価格表)

1Mbps 以上 100Mbps 以下の範囲で、提供可能な帯域と標準月額価格 (税抜) の一覧を添付すること。

・ 今後の他拠点への回線導入に向け、1Mbps 以上 100Mbps 以下の範囲で提供可能な帯域と標準月額価格をカタログ等により提示すること。

## 質問書

本調達に当たって、公告日から平成30年8月13日12時まで、質問を受け付ける。質問は、「(様式6) 質問書様式」に記載し、以下の連絡先に示す担当者宛に電子メールで送付すること。

### 連絡先

原子力規制委員会原子力規制庁  
長官官房総務課情報システム室  
TEL : 03-5114-2240

担当者 小林 : jun\_kobayashi@nsr.go.jp  
石塚 : tatsuo\_ishitsuka@nsr.go.jp  
長澤 : daisuke\_nagasawa@nsr.go.jp

(様式6)

「平成30年度緊急事態心急対策等拠点施設等の広域通信回線網(冗長)の賃借」 質問書

質問提出期限: 8月13日(月) 12:00

提出先: 長官官房総務課情報システム室  
小林(jun.kobayashi@nsr.go.jp)  
石塚(tatsuo\_ishitsuka@nsr.go.jp)  
長澤(daisuke\_nagasawa@nsr.go.jp)

会社名: \_\_\_\_\_  
担当者所属: \_\_\_\_\_  
担当者氏名: \_\_\_\_\_  
担当者連絡先(TEL): \_\_\_\_\_  
(Mail): \_\_\_\_\_

No.	対象資料	対象頁	対象行	質問	理由
例	【別紙1】要件定義書	XX	XXX	要件本文に「回線終端装置を2台設置すること。」と記載がありますが、「 <input type="checkbox"/> 調達範囲を明確にするため。 <input type="checkbox"/> 全体構成図」では、当該回線終端装置が責任分界点外にあります。 要件本文に記載のとおり、XX拠点には回線終端装置を2台設置する必要があるとの認識でよいでしょうか。	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

以上

(案)

契 約 書

支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名（以下「甲」という。）と、  
（以下「乙」という。）とは「平成30年度緊急事態応急対策等拠点施設等の広域通信回線網（冗長）の賃借」について、次の条項（特記事項を含む。）により契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、別添の契約仕様書に基づき業務を行うものとする。

(契約金額)

第2条 金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。  
また、支払月額の内訳を別表のとおりとする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

(契約期間)

第3条 平成 年 月 日から平成31年3月31日までとする。

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(一括委任又は一括下請負の禁止等)

第5条 乙は、役務等の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負させた業務に伴う当該第三者（以下「下請負人」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。

3 乙は、第1項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、乙がこの

契約を遵守するために必要な事項について、下請負人と書面で約定しなければならない。また、乙は、甲から当該書面の写しの提出を求められたときは、遅滞なく、これを甲に提出しなければならない。

(監 督)

第6条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

2 甲は、いつでも乙に対し契約上の義務の履行に関し報告を求めることができ、また必要がある場合には、乙の事業所において契約上の義務の履行状況を調査することができる。

(完了の通知)

第7条 乙は、毎月の役務全部が完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

(検査の時期)

第8条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内にその役務行為の成果について検査をし、合格したうえで引渡し又は給付を受けるものとする。

(天災その他不可抗力による損害)

第9条 前条の引渡し又は給付前に、天災その他不可抗力により損害が生じたときは、乙の負担とする。

(対価の支払)

第10条 甲は、毎月の業務完了後、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に対価を支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲が前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(違約金)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、違約金として次の各号に定める額を徴収することができる。

(1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに本契約の契約仕様書に基づき納品される納入物（以下「納入物」という。）の引渡しを終わら

- ないとき 延引日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額
- (2) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに納入物の引渡しが終わる見込みがないと甲が認めたとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (3) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (4) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (5) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき 契約金額の100分の10に相当する額
- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約の解除等)

- 第13条 甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約金額その他これまでに履行された請負業務の対価及び費用を支払う義務を負わない。
- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、契約金額の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を、期限を定めて返還させることができる。

(かし担保責任)

- 第14条 甲は、役務行為が完了した後でもかしがあることを発見したときは、乙に対して相当の期間を定めて、そのかしの補修をさせることができる。
- 2 前項によってかしの補修をさせることができる期間は、引渡し又は給付を受けてから1カ年とする。
- 3 乙が第1項の期日までにかしの補修をしないときは、甲は、乙の負担において第三者にかしの補修をさせることができる。

(損害賠償)

- 第15条 甲は、かしの補修、違約金の徴収、契約の解除をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。ただし、損害賠償を請求することができる期間は、引渡し又は給付を受けてから1カ年とする。

(秘密の保持)

第16条 乙は、本契約による作業の一切について秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うものとする。

2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第17条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、乙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

(1) 甲は、承諾の時に本契約上乙に対して有する一切の抗弁について保留すること。

(2) 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(著作権等の帰属・使用)

第18条 乙は、納入物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第2

8条の権利を含む。乙、乙以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。)を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、甲が乙から納入物の引渡しを受けたときに行われたものとみなす。乙は、甲が求める場合には、譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。

- 2 乙は、納入物に関して著作権人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作権人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、特許権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

#### (個人情報の取扱い)

第19条 乙は、甲から預託を受けた個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。以下同じ。)については、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。
  - (1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者(第5条第2項に定める下請負人を含む。)に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせること。
  - (2) 甲から預託を受けた個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
- 3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
- 5 乙は、甲から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

#### (資料等の管理)

第20条 乙は、甲が貸出した資料等については、十分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとらなければならない。

(契約の公表)

第21条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(紛争の解決方法)

第22条 本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、甲と乙との協議により、何時でも変更することができるものとする。

2 前項のほか、本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、甲と乙との協議により決定するものとする。

## 特記事項

### 【特記事項1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

(2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

(3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

(1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書

(2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書

(3) 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

## 【特記事項2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条

に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。) であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

#### (損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

#### (不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介

入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都港区六本木一丁目9番9号  
支出負担行為担当官  
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

乙

## 応札資料作成要領

### 1. 提出物及び様式

#### (1) 提出物

##### ① 適合証明書

「適合証明書様式」に基づき、入札者として適合していることを証明すること。

##### ② 機能証明書

「機能証明書様式」に提案内容を記載すること。

##### ③ 見積書

「平成30年度緊急事態応急対策等拠点施設等の広域通信回線網（冗長）の賃借」を実施するために必要な経費の全ての額（消費税及び地方消費税額を含む。）の内訳を、「見積書様式」に基づき記載すること。

##### ④ 提出者の概要（会社概要等）が分かる資料

#### (2) 提出書類様式

① 適合証明書において、入札者として適合していることを証明するために別途資料を提示する場合、当該資料に対してどの条件に紐づいているか明記すること。

② 機能証明書において、仕様を満たしていることを証明するためにカタログ等を用いる場合、カタログ等の当該箇所に線を引く等して明示すること。また、併せてどの要件に紐付いているかも明記すること。

③ 上記①、②の資料に関しては、それぞれ一覧表を作成し、資料ごとに番号を付すこと。また、書面に限り、資料ごとにインデックスを付けること。

### 2. 留意事項

#### (1) 提出期限

平成30年8月21日（火） 12時00分

#### (2) 提出先

〒106-8450

東京都港区六本木1丁目9番9号 六本木ファーストビル5階

原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房総務課情報システム室 小林・石塚・長澤

#### (3) 提出部数

「1. (1) 提出物」に示す①②③④

- 書面 各3部
- 電子媒体 (CD-R 等) 2枚 (①②③④を1枚にまとめること)

(4) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

(5) 連絡先

原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房総務課情報システム室

TEL：03-5114-2240

担当者 小林：jun\_kobayashi@nsr.go.jp

石塚：tatsuo\_ishitsuka@nsr.go.jp

長澤：daisuke\_nagasawa@nsr.go.jp

(6) 質問の受付

本調達に当たって、公告日から平成30年8月13日12時まで、質問を受け付ける。質問は、「質問書様式」に記載し、「(5) 連絡先」に示す担当者宛に電子メールで送付すること。

(7) 提出に当たっての留意事項

- ① 持参する場合の受付時間は、開庁日の10時00分から17時00分まで（12時から13時までは除く。）とする。
- ② 郵送する場合は、封書の表に「平成30年度緊急事態応急対策等拠点施設等の広域通信回線網（冗長）の賃借に係る提出書類等在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった提出書類等は、無効とする。
- ③ 提出された提出書類等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- ④ 参加資格を満たさない者が提出した提出書類等は、無効とする。
- ⑤ 虚偽の記載をした提出書類等は、無効にするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。
- ⑥ 提出書類等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ⑦ 提出書類等において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書等の提出を求めることがある。

以上